

# 妙義小学校いじめ防止基本方針

## 〈 教育目標 〉

児童一人ひとりの個性や能力を伸ばし、社会の変化に主体的に対応できる心豊かでたくましい妙義っ子を育てる。

- |           |         |
|-----------|---------|
| ○思いやりのある子 | ○進んで学ぶ子 |
| ○健康な子     | ○進んで働く子 |

富岡市立妙義小学校

## I 「妙義小学校いじめ防止基本方針」策定の意義及び基本的な方向

### 1 「妙義小学校いじめ防止基本方針」策定の意義

いじめは児童の心身の健全な発達に重大な影響を及ぼし、不登校や自殺などを引き起こす背景ともなる深刻な問題である。また、最近のインターネットを介した、いわゆる「ネット上のいじめ」は、いじめを一層見えにくいものになっている。

いじめの問題は、学校が一丸となって組織的に取り組むだけでなく、家庭、地域及び関係機関等の力も積極的に取り込み、社会総がかりで対峙することが必要である。また、いじめの問題の解決には、児童にいじめを絶対に許さない意識と態度を育てることが肝要である。

本校におけるいじめ防止等のための対策を、総合的かつ効果的に推進するため、「いじめ防止対策推進法」及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」・県の「いじめ防止基本方針」を受け、本校の「いじめ防止に向けた取組方針」を策定する。

### 2 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え

- (1) 年間を通して人権教育を施すとともに、いじめ防止等の対策により、本校の児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- (2) いじめ防止等の対策においては、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- (3) いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、県、市町村、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行う。

## II 本校の取り組み

### 1 いじめに対する基本認識

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもっていなくてはならない。

- (1) いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、生命と人権を絶対に守り通す。
- (3) いじめる子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 平素より保護者との信頼関係づくりをするとともに、地域や関係機関との連携協力を努める。

### 2 未然防止に向けて

人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

「私たちは学年に関係なくみんなと仲良くします。」                      なかよし集会など  
「私たちは、人の気持ちを考えみんなで助け合います。」              たてわり活動など  
「私たちは、友達や自分のいいところを見つけていきます。」人権週間の良いところ見つけ  
3つの【妙義っ子せんげん】を推進し未然防止に最善を尽くす。

- (1) よりよい人間関係を築く学級運営・学校運営に努める。  
道徳・特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深め、望ましい人間関係や互いのよさを認め合う環境をつくる。
- (2) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団をつくる。  
児童会において、児童が自発的・自主的にいじめを考え、自ら改善に向けた活動を進められるよう指導・支援する。また、いじめ防止子ども会議等の取組を支援する。

- (3) 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検・情報交換をして、改善充実を図る。  
日頃の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等をチェックしておく。
- (4) 教職員の研修の機会を設け、適切な対応ができるよう研修を行う。  
いじめ問題対策マニュアルや指導資料の活用を行うとともに、いじめの未然防止、早期発見・解消に向けた対応力を向上させるため、研究協議や演習等を取り入れた研修を実施する。  
教職員が言動に注意し、いじめを誘発・助長・黙認することがないようにする。
- (5) 学校生活での悩みの解消を図るために、いじめの相談体制を整え、積極的にスクールカウンセラー・心の教室相談員等を活用する。
- (6) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

### 3 早期発見に向けて

学校は、組織力を生かし早期発見に取り組むとともに、家庭・地域と連携して実態把握に努める。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。(アンケートの実施、生活ノート、個別面談等)
- (2) 子どもの行動を注視する。(校内での情報交換と教育相談の開催等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(連絡ノート、電話・家庭訪問、PTAの会議等)
- (4) 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

### 4 いじめ問題が発覚した場合の緊急対応と早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- (6) いじめが解消した後も、保護者と継続的な連絡を行い、再度おこらないようにする。
- (7) 必要に応じて、県が設置しているいじめ問題対策チームの活用を図る。

### 5 いじめ問題に関する学校評価及び人事評価制度の適正な運用

日頃の児童理解、児童相互の人間関係のチェック、未然防止や早期発見、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取組等をに直す見直す機会とする。

### 6 他団体との連携

いじめ問題の未然防止、早期発見・解消に向け、他団体との連携を深め組織的な取り組む。

- (1) スクールカウンセラー・心の教室相談員と連携し、未然防止・早期発見・早期解消に向けて相談機能を高める。
- (2) 県や市の関連機関との連携を取りながら、深刻な事案に対しては迅速かつ的確に対応する。